

開示制度ワーキング・グループ

# 発行登録制度の概要

平成 22 年 12 月 8 日

## 発行登録制度の概要

### 【原則】

- 有価証券届出書提出前の有価証券の募集又は売出し(取得勧誘行為)は禁止。
- 有価証券届出書の効力発生までの期間(原則15日間)における有価証券の売付け(約定)は禁止。

- 発行登録：発行する有価証券の種類、発行予定額・発行残高の上限、発行予定期間（1年間又は2年間）等を記載した発行登録書を提出する制度

- 有価証券届出書を提出することなく、募集又は売出しが可能（⇒ 発行登録書に基づく取得勧誘行為が可能）
- 簡易な発行登録追補書類を提出すれば、直ちに売付けが可能（発行登録書の効力は発生している）



市場の状況に合わせた、機動的な資金調達が可能

# 発行登録制度(参照方式の有価証券届出書)の利用適格要件

## 継続開示要件 (法5④一)

1  
年  
間  
継  
続  
開  
示

(開示府令  
9の4②)

+

## 周知性要件 (法5④二)

株券を  
上場・  
店頭登録

+

・発行済株券の年あたり売買金額  
・発行済株券の年平均時価総額 } ともに100億円以上  
(開示府令9の4⑤一イロハ)

+

発行済株券の年平均時価総額が250億円以上  
(開示府令9の4⑤一ニ)

+

過去5年間に有価証券の募集・売出しにより発行・交付した社債券が100億円以上  
(開示府令9の4⑤一ホ)

+

法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券の発行実績  
(開示府令9の4⑤一ヘ)

+

株券を指定  
外国証券取  
引所に上場

外国金融商品市場における発行済株券の時価総額が1000億円以上  
(開示府令9の4⑤三)

過去5年間に有価証券の募集・売出しにより発行・交付した社債券が100億円  
(開示府令9の4⑤四)

い  
ず  
れ  
か